

# 大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

## 1 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

## 2 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第196 号）第 5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、入札時に入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

## 3 対象工事

発注者において選定した工事に適用する。

## 4 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、それぞれ次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札公告等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 条件付き一般競争入札の場合：入札公告

② 指名競争入札の場合：指名競争入札通知書

(2) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。この協議は大牟田市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第18条の2に定めるところによるものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約約款第25条に定めるところによるものとする。

## 5 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と請負者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。なお、請負者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

① 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

② 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所、代表者名及び工事名を記載すること。）でなければならない。

③ 工事費内訳書は、(4)の②の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 積算数量に関する協議

① 請負者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合

は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることがないものとする。

② 請負者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目を除くものとする。

④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約約款、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

#### 付則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

(参考) 大牟田市工事請負契約約款 第18条の2

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求)

第18条の2 請負者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨をただちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 発注者は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならぬ。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書に訂正の必要があると認められるときは、発注者は、請負者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更が必要であると認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

(参考) 入札公告・指名通知書記載例

本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「大牟田市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。